

第795回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年12月18日（金）午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第794回教育委員会会議録の承認について
- 4 第795回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
特別支援学校増設に関する請願について（特別支援教育室）
- 6 議 事
第1号議案 職員の人事について（教職員課）
第2号議案 平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について（高校教育課）
- 7 課長報告等
（1）「（仮称）宮城県教育振興基本計画」に係る答申案について（教育企画室）
（2）みやぎっ子ルルブル推進会議の設立について（教育企画室）
（3）県立特別支援学校就学奨励費に係る審査請求について（総務課・特別支援教育室）
（4）平成20年度における児童生徒の問題行動等の現状について（義務教育課・高校教育課）
（5）平成22年度県立中学校入学者選抜の出願者数について（高校教育課）
（6）「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方」に係る答申について（高校教育課）
（7）平成22年度新規高卒者の就職状況について（高校教育課）
（8）新型インフルエンザに係る対応等について（スポーツ健康課）
（9）東北歴史博物館ESCO事業の契約締結について（文化財保護課）
- 8 資 料（配布のみ）
「親子で頑張ろう！最新の研究による『ルルブル』のすすめ」について（教育企画室）
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第 7 9 5 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員,
小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長, 千葉教育次長, 佐藤参事兼総務課長,
安住教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 竹田義務教育課長,
菊池特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 雫石施設整備課長,
佐々木スポーツ健康課長, 青木生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 7 9 4 回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って) 承認。

7 第 7 9 5 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 小野寺委員及び佐竹委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

特別支援学校増設に関する請願について

(説明 : 教育長)

「特別支援学校増設に関する請願について」御説明申し上げます。

この請願については, 1 2 月 1 日に, 「支援学校の増設を求める会」より提出されたものである。

資料は 1 ページから 5 ページまでとなる。

2 ページを御覧願いたい。

請願の要旨としては, 2 点ある。

第 1 点目が, 「特別支援学校の適正な児童生徒数の指針を設け, 特別支援学校を計画的に整備してください。」ということである。2 点目が, 「特に児童生徒数の増加が著しい仙台圏については, 速やかに特別支援学校の増設等を行い過大過密の状況を解消してください」ということである。

仙台圏の知的障害特別支援学校, すなわち光明・名取・利府支援学校の 3 校については,

いずれも児童生徒数が急増し、これまでに増築やプレハブ校舎で対応してまいったが、現状では、大変狭隘な状態にあると認識している。

このため、県教育委員会としては、狭隘化問題を含む様々な課題に関して、有識者等で構成する「特別支援学校在り方検討委員会」において、今後の対応方向等について昨年度から検討していただいている。

その検討の結果として、この9月に提言書が出されたところである。この「特別支援学校在り方検討委員会」からの提言は、特別支援学校の現状と課題等を踏まえ、ハード・ソフト両面にわたる教育環境をどう整備するかという観点から示されている。現在、この提言を受け、本年度内を目途に整備計画の策定に取り組んでいるところである。

今後、この整備計画を踏まえ、計画的に施設整備を進めてまいりたいと考えている。

なお、整備計画策定に当たっては、今後の各学校の果たすべき機能や児童生徒数の推移、県の財政状況等を総合的に勘案する必要性があり、請願者から提案があった適正な児童生徒数の指針を設けることは、障害種別や地域別により児童生徒数も著しく異なるなど、各特別支援学校や地域の実情等も様々であることに鑑み、難しいと考えているところである。

請願者に対しては、ただ今申し上げた内容を回答することで御理解をいただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 質問ではないが、特別支援学校の教育環境の整備とか、あるいは高等学園が足りないのではないかということについては、数年前からこの教育委員会でもいろいろ話題にしてきている。この委員会でも、過日、利府と光明を実際に参観してきて、やはり狭隘化しているということで、教育活動に制約があり、安全面でもちょっと心配なことがあるということを通して、この請願の趣旨のとおり速やかに整備して行く必要があるのだなということ、みんな一致しているのではないかと思う。

それで、教育委員会でこれを話題にしてきた時に、在り方検討委員会の提言を待つという形でここまで来ているわけだが、その在り方検討委員会の答申が9月であったらどうか、出されたわけである。それと、今回の請願というのはかなり共通点が多いわけである。重なる部分があると受け止めている。それで、いま教育長が発言されたように今年度中に整備計画について目途を付けるということで考えていくというような趣旨だと思うので、私はそれについては、そのとおりかなと思う。やはり県の財政が厳しい中で箱ものをどうして行くのかという問題でもある。もちろん、早く環境を変えてやりたいが、そういう問題が一番あるし、その部分をもうちょっと協議して行かないと大変難しい問題があると私は思う。

それから、もう一つ、仮に増設するにしても何年か、かかるわけである。差し迫ったこともあるので、やはり応急的というか、暫定的な、そういうこ

とも含めて考えて行く必要があると思っている。基本的に私は教育長の処理方針でよいと捉えている。

委員 長 私から一言申し上げると、請願者がいろいろな統計的な資料を請願書に付け加えているわけだが、本来的に言えば教育委員会がその状況が今どうなっているのかというのを社会に向けて開いて行きながらみんなで考えて行けるようにしておくべきではないかと思う。であるから、いろいろな基本的な教育に関わるデータみたいなものはみんなに開いていて、どういう問題をいま教育委員会は抱えているというのを、いろいろみんなに見ていただきながら仕事を進めて行くということが特に大切だと思う。よく分からないが、請願された方は、こういうことも知らずに教育委員会は何かやっているのではないかと思われているふしもあるかと思うので、そののところを少し前に開いて、そして、いま起こっている問題をどう解決しようかという、頭を悩ませている状況も示して行く必要があるかと思うので、その辺を少し良い形で資料の開示というか、そういうのをお願いしたいというのが、私からの願望である。

教 育 長 いまの御指摘については、当然、事務局で様々なデータを持っているわけであるが、そのデータを県民に理解してもらい、知ってもらいという意味では、出し方に工夫が足りなかったのかなあという感じがしないでもない。そういう意味で、先ほど申し上げた今年度内に整備計画をつくるということと併せて、そういったデータをどう分かり易く県民に出すかということも検討して行きたいと思う。

小野寺委員 そのとおりだと思う。整備の必要性については、ほぼみな共通していると思う。

それで、もう一つ申し上げたいのは、請願の中に適正規模という表現がある。それは先ほど教育長が説明されたが、私も特別支援学校の適正規模というのは何かに決まっているのかと思い、ちょっと調べてみたが、よく分からなかった。確かに障害の種別とか、あるいは、地域によって適正規模というのはなかなか難しいのだろうなというふうには思う。それで、別な点でこの間視察して感じたのは、過大規模ということが子ども達の教育活動とか、安全面に制約を及ぼすということとともに、教職員が随分多い。利府に行ったら110人で、光明に行ったら140人だという。びっくりしたが。ちょっと調べてみたら、例えば、県立高校で1学年8クラスの職員数は60名台である。ところが、専門高校で90名のところもあったようであるが、私はあんなにいて組織運営とか、あるいは職員の意志の疎通の面で大丈夫なのかと思ったりした。そういう点からもやはり過大規模というのは課題があると思ってきた。それは感じたことである。

それから、もう一つであるが、これはうかがいたい。教育・福祉施設に関

連してくるとも、うかがっているが、教育・福祉複合施設の進捗状況はどうなっているのか。あれは24年度を目途に開所するということだと思うが、その辺りはどうか。順調に進んでいるのか。

教 育 長 いまお話しがあったとおり、名取市につくるということで、いま手続きを進めているところであり、いまのところ特に遅れる要素は無いので、24年4月にはオープンさせるという方向でいま進めている。

佐々木委員 先ほど大村委員長が御発言されたように、こういうことを進めるということについて異論をはさむ方というのは、ほとんどいないと思う。教育委員会で、あるいは県でそういう方向に推し進めて、在り方委員会をしたりということは、当然、この請願を出された方々は御承知の上での請願だと思う。というのは、そういう方向に向かっていることを承知の上で、わざわざこの請願を出す理由というのは当然あると思う。それはかなり切羽詰まった状況にある。そして、今年度末には計画をつくってという話があったが、いま、ここ1年、2年と育て、そこで学ばなければいけない子ども達が沢山いるわけである。その子ども達に早急に何か手当を考えて欲しいという部分もあるのではないかと。いま育てている子ども達もいるわけなので、そういうことに対する速やかな何か対応というのもぜひ、将来の増という計画はもちろん必要であるが、早急な手当を望んでいるという部分に対する回答が、いま無かったような気がしたが、いかがか。もちろん直ぐできることばかりではないが、いま育てている子ども達にできる何かを、行動としてしなければならぬということも有るような気がするので、その辺も早急に検討願いたい。

教 育 長 先ほど御回答したように本年度中を目途に、今後の狭隘化解消のための抜本的な対策を検討して行くということにしているが、その計画に基づいて施設が整備されたにしても、実際に、その施設整備の効果が生ずるまでには何年かタイムラグがあるので、その新設なり、あるいは増設なりの、そういった施設整備が形を現すまでの間、いま狭隘な状態の中にいる子ども達をどうするかという問題があるわけで、大変そのところは難しい状況ではあるが、最低限の教育環境は確保しなければならないので、その部分についても、どうするかを含めて検討してまいりたい。

委 員 長 できるだけ早急に対応していただくということをお願いしたい。もう一拍早く、こういう計画が進んでいると、みんなが安心できるという状況があるので、どうやって一拍進められるかという工夫を、ぜひして行かなければいけないと感じる。そういうことを前提として先ほどの教育長からの説明の形で進めていただいてもよいか。

各 委 員 了承。

9 議 事

第1号議案 職員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第1号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第2号議案 平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

（説明：教育長）

「平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について」御説明申し上げます。

資料は、6ページから8ページまでとなる。

平成23年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び日程については、7月14日開催の第1回高等学校入学者選抜審議会に諮問し、11月17日開催の第3回審議会において、諮問内容を是とする答申をいただいたところである。

この答申を踏まえ、別紙のような案としている。

7ページを御覧願いたい。

平成23年度の選抜方針であるが、前文で、「公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行う」という、いわゆる基本理念を示し、続いて、1に「基本原則」を掲げ、2の「推薦入試」以降においてそれぞれの選抜に係る方針及び内容を述べている。

平成23年度入試については、全県一学区の2年目となることから、日程などの最小限の変更にとどめたいと考えており、選抜方針については、平成22年度の方針を踏襲している。

次に、資料8ページを御覧願いたい。

平成23年度の選抜日程についてであるが、推薦入試及び連携型入試の実施日については、予備調査、出願期間、合格発表日までの期間等を総合的に勘案し、1月31日とした。また、合格発表日については、2月7日としている。

一般入試については、第二次募集の実施日を考慮するとともに、高校及び中学校の授業等への影響をできるだけ少なくするという考え方にに基づき、学力検査日を3月9日、合格発表日を3月15日としている。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

（質疑なし）

委員長 （委員全員に諮って）可決。

10 課長報告等

（1）「（仮称）宮城県教育振興基本計画」に係る答申案について

（説明：教育企画室長）

教育振興基本計画については、教育基本法が改正され、地方公共団体においても教育振興のための施策に関する基本計画の策定が求められるようになったことなどから、平成20年7月、宮城県教育振興審議会に対して、その策定に係る諮問を行ったところである。

審議会では、計6回の審議を経て、本県教育の現状・課題を踏まえ、「学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子ども

も」を育てることなどを本県教育の目指す姿として位置付け、その達成に向け、「学ぶ力と自立する力の育成」など六つの基本方向と、「小・中・高等学校を通じた『志教育』の推進」など11の重点的取組を推進していく、とする答申中間案を作成した。

その答申中間案について、10月22日から11月21日までパブリックコメントを実施し、去る12月15日に第7回審議会が開催され、答申中間案に寄せられた意見、それに対する審議会の考え方、答申案への反映等について審議が行われたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、資料1であるが、これはパブリックコメント等の実施結果である。

パブリックコメントについては、12人の方から、件数としては114件の御意見をいただいたところである。また、本計画の実施に当たっては、市町村の果たす役割が大きいため、同時に市町村に対する意見照会を行っているが、4市町村から31件の御意見をいただいている。

いただいた意見については、それぞれ答申案に反映したものと、反映しなかったものがあるが、意見の概要と、それに対する考え方については、資料2にまとめている。

さらに、意見を反映し、答申案を修正したものについては、修正前、修正後の対照表を、資料3にまとめているので、主な修正箇所について御説明申し上げます。

資料3の左端の番号で申し上げますと、1ページ目の1番は、新規高卒者の離職率が高いことの原因について、「若者の目的意識の希薄さだけではないのではないか」という意見があり、労働環境の悪化も明記した。

2ページ目の5番は、「教師と地域住民等とのつながりを重視した学校運営が必要ではないか」という意見に対して、「地域に根ざした特色ある教育活動を推進できる体制作り」という記載を加えた。

3ページ目の9番は、「国際化の進展に対応して、日本語の理解が十分でない児童生徒等に対する日本語教育の体制が必要ではないか」という意見に対して、帰国子女等に対する日本語教育等の支援について記載を加えた。

4ページ目の11番は、「本計画に高校入試制度改革に関する記載がない」という意見に対して、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度に改善することについて記載を加えた。

5ページ目の17番は、「外遊びが子どもの成長に果たす役割の重要性から、子どもの外遊びについて重点的取組に生かすべき」という意見に対して、その対応の記載を重点的取組の4に加えた。

6ページ目の24番、25番は、「本計画の実施に係る予算、人員増について記載がない」という意見に対して、予算・人員の確保の必要性及び国に対する要請について、第5章「計画の推進」に記載を加えた。

併せて、パブリックコメント等の意見に対応するもののほか、答申案の内容をより県民の方に分かりやすく記載するために、修正を行ったものである。

今後のスケジュールであるが、第7回審議会において、審議会委員から、最後の別紙に

記載のとおり意見があったので、会長及び副会長にお諮りして答申案に必要な修正等を加え、年内に答申をいただく予定で作業を進めているところである。

また、答申後は、計画として決定するため、2月の県議会に提案するので、それに先立ち、1月定例教育委員会に計画案として提案させていただきたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げる。

(質 疑)

佐竹委員 パブリックコメント数とかいろいろ出ているが、個人の方がほとんどだったのか、それとも何かの団体の人や教員とかが多かったのか。

教育企画室長 パブリックコメントをされた方は12名となっているが、教員、あるいは教員OBの方が多かったと思う。

佐竹委員 意見提出者数というのは、この数だけか。この基本計画に対する興味というものが、非常に希薄な感じがする。折角これだけのパブリックコメントを社会にアピールしたにもかかわらず、これだけのリアクションということに関してはどのように感じているのか。まず、この数は多いのか、少ないのか。

教育企画室長 多いとは言えないと思う。その中身によってパブリックコメントの数は結構幅があると思うが、12名という数字は多いとは思っていない。一ヶ月の間に新聞やラジオでも広報したところであるが、この12という数字となっている。

委員長 これはなかなか難しい。本当にこれでちゃんと県民から意見を頂いているのかどうかというのを、どういうふうに判断するのかというのはなかなか難しい。

佐竹委員 こんなに希薄で自分達の子どもの、将来の子どもの教育の基本計画なのに、こんなに少ないコメント数でいいのかなあというのを私は凄く疑問に、寂しい気がする。

委員長 これに限らず多くのパブリックコメントが大体似たような状況にあるが、それはそれでよいとは言っていないかもしれない。何とかしっかり意見を皆さんから出していただいて、自分のこととして考えていただくことが必要だし、それには、出し方とか、期間だとか、PRの仕方だとか、もう一段何か工夫があるのかどうかである。

教育企画室長 今回については、パブリックコメントと同時に関係機関、団体等にも通知し、パブリックコメントをしているということを付け加えて送付している。

勅使瓦委員 今回、市町村への意見照会という形になっているが、これは、どのような形で意見照会したのか。市町村数からすると回答が4というのは非常に寂しい感じがしている。これからの県の教育に関するいろいろな部分の方向性を決めようという時に市町村があまり入っていないというか、何か県と自分達の繋がりというか、県がどのような動きをしているのかという部分も、この計画をつくる最初の段階であまり興味を持っていないところに非常に残念だ

などと思う。今回の県の働き掛けが、どのような形で行われたのかが気になった。

教育企画室長 まず、正式な公文書で意見の照会を行った。あとは、その期間中に教育委員長と教育長が集まる機会があったので、御説明をして、お願いをしたところである。

委員長 いろんな言い方があるかもしれないが、県がつくろうとした計画に対して市町村だとか、県民だとかがもっと本気になって取り組んでもらうような仕組みを、どうつくるかというのが多分大きな課題なのかもしれないという気がする。それについて、我々が果たせる役割というのは何かあるのかどうか。計画のつくり方そのものが、時間をかけるとか、もうちょっと計画のプロセスの中でやることがあるのかどうか、その辺りを少し考えて行かなければならない時期に少し来ているのかなあという。これまでやってきた方式を改善しながらここまで来ているわけだが、本当に県民の協力、あるいは市町村の教育委員会等の協力を得ながら計画を実施して行くという段階を考えると、巻き込みというか、取り込みというか、そういう人達にもっと働き掛ける仕組みをどうしたらよいかということで、いま直ぐ分からないが、何かしないといけないのではないかという感じだけはする。

小野寺委員 私は、やはり市町村との連携が、県の教育行政を推進する上で非常に大事だということは申し上げてきているが、この2年ぐらいを見ていると私は市町村と県の連携は以前よりはだいぶ深まってきている、そういう結びつきは出てきていると評価している。ただ、この結果を見ると、勅使瓦委員の発言のとおり残念である。市町村の教育長の研修会で渡して説明したのだと思うが、もうちょっとおして行けば別な形での回答が出てきたのかなあと思う。この計画は市町村もつくらなければならないわけである。そういうふうな点では非常に関心があると思う。国の基本計画、県の基本計画、そして市町村の計画という流れでは。だから、もうちょっと何というか、お願いの仕方というか、その辺りもあったのかと思う。話は前に戻るが、市町村との連携は以前よりは進んできているが、委員長が御発言したように、もう一步さらに進めて、深めて広げて行く部分があるのだと思う。これが、これからの私どもの課題だと捉えてきている。

教育長 いま御指摘があったようにパブリックコメントにおいても、あるいは、市町村に対する意見照会の結果としても、やはり率直な感想として、もっと書いて欲しかったなあというふうな感じはする。大変我々に都合良く考えれば、中身が結構良いからということがあるのかもしれないが、そうも言えないので、こういうふうに意見があまり出てこないということ自体が問題なのだろうという感じはする。その辺を、どう今後、活発に意見が出るような形に持って行くのか、そういった問題意識を持って行かないといけないと思ってい

る。

小野寺委員 これからアクションプランが出てくるのであろう。まだ機会があるわけだから。

勅使瓦委員 もう一つよいか。非常に残念で不安なのは、県できちんと将来の基本計画をつくっている段階で、非常に心配で、不安なのは各市町村がこれに乗っかって来ていないというところからすると、各市町村が、おらほの教育をどうするのかというのが非常に不安である。県がこれからどんな動きをしようとしているのかというのを、常にそれぞれの市町村の教育行政はアンテナを張らなければいけないと思う。この場で言ってもしょうが無い部分であるが、やはりアンテナを張り、常にどんな動きをして行くのかというところをやって行かなければならないだろうと思う。だから、その辺が、こういう数字からしても、ほとんど感じ取れないというのは、各市町村に住んでいる、私も仙台市以外のところに住んでいるが、非常に寂しいし、将来の教育のいろんな部分に関して不安だなあと感じているところである。だから少しでも県からプッシュできる部分はしていただいて、努力はしていると思うが、いろんな意味で、いろんなところでプッシュしていただければと思う。私も何回もいろんなところに行った時にはそういった話もしながらと思っているので、県からもその辺をよろしくお願いしたい。

佐竹委員 この基本計画は、これからの子ども達の将来を決める大事なことだと私は本当に真剣に読ませていただいており、このパブリックコメント数、意見提出者数を見た時に本当に愕然としてしまったが、ただ、いま教育長が発言されたように、この内容が非常に充実していて意見が無いという考えもあるかと思うが、先日の各市町村の教育懇話会の時も、あまり話さないが、教育監から御指名すると流れるように意見を述べられていて、それぞれのプライドを持った市町村の方々が、教育にプライドを持たれているのだなあと思うので、ただ、このようにパブリックコメントをとおして、意見として出して下さいというのだと、なかなか意見が出てこないのであれば、またそのような機会にでも、このことについて、一言ずつでも結構であるので、問題が無く、とても素晴らしいのあれば、それでもよいし、何かの時に、この話題を出していただいて、意見を出していただく形をとって欲しいことが一番である。やはり市町村と県が一つになるという意味では、言ってこないからそこで終わるのではなく、お互いのリアクションをちゃんとして、お互いの意見を交換して宮城県内の子ども達と一緒に育てて行くというような姿勢を行政側、大人が見せないと子ども達はちゃんと育たないと私は思うので、できれば、話す機会があった時に、このようなコメントを頂いたり、意見をいただいたほうがよいのではないかと思う。ぜひそのようにしていただきたいと思う。

委員長：難しいテーマであるが、どうやって県の計画というものを各自治体、あるいは県民の協力の下につくり、それを実行して行くのかということについて、これからも少し努力して行くということとしたいと思う。

(2) みやぎっ子ルルブル推進会議の設立について

(説明：教育企画室長)

「みやぎっ子ルルブル推進会議の設立について」御説明申し上げます。

最近の研究により、睡眠や食生活などの子どもの生活習慣の乱れは、健康や体力の維持だけではなく、学習面においても悪い影響を及ぼすことが明らかになってきている。

県教育委員会では、平成17年度から、国に先駆けて「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」に取り組んでおり、学校を中心にある程度の成果を挙げてきたところである。

今回、こうした取組の幅を広げ、社会的な機運の高まりにつなげていくため、11月30日に「みやぎっ子ルルブル推進会議」を設立し、会員の協力を得ながら広く県民に働きかけていくこととなった。

ちなみに、「みやぎっ子ルルブル推進会議」の「ルルブル」とは、資料の一番下に記載しているように、「寝ル・食ベル・遊ブで伸びル子ども」からとっており、子どもの健やかな成長に必要な睡眠・食事・遊びの重要性を表している。

2の「設立総会」を御覧願いたい。日時・場所については、御覧のとおりである。当日は250人を超える関係者が出席し、東北大学の川島先生からの記念講演のほか、企業や民間団体の取組事例の紹介があった。引き続き設立総会が行われ、規約の決定、役員指名、取組方針の決定等があった。

役員については、3の「役員」に記載されているとおりである。なお、本会議には、本日現在で54団体・企業が会員として登録されている。

活動内容については、4の「活動内容」を御覧願いたい。規約上、主な活動内容は「子どもの生活習慣確立のための普及啓発」と「子どもの生活習慣確立に向けた社会的機運の醸成」となっており、会員がそれぞれの立場で普及啓発の取組を推進することにより、社会的な機運の高まりを図っていくこととしている。

また、本会議においては、ホームページの開設、会員団体の取組の紹介、優良団体の表彰、啓発資料の提供、講演会の開催等を行い、会員の自主的な取組を支援していく。

5の「今後の予定」には、今年度の活動予定を記載している。

まず、本日の配付資料とさせていただいているパンフレット「親子で頑張りよう！最新の研究による『ルルブル』のすすめ」を、今月から幼稚園、保育所、小学校等を通じて、県内の3歳から小学3年生のいる家庭に順次配布する。

また、2月頃には、県内の幼稚園、保育所、小・中学校、団体、企業などで優良な取組をしている団体の表彰を行うこととしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

小野寺委員 これは、基本的な生活習慣を身に付けようという家庭教育支援事業である。だから、前に「はやね・はやおき・あさごはん」をやっているわけだが、その幼稚園版というか、小学生の低学年版にも思える。ただ、いろんなものがいっぱいあると、なかなかというところがある。たまたま、11月30日にあった時に、電車で帰る際、幼稚園の二人の先生とお会いした。そうしたら、大分やってみたいという気持ちを持たれていた。幼稚園全体で取り組んでみようというふうなお話をされていた。まあ、広がって欲しいなというふうに思っているが、これは、単年度事業ではないのであろう。

教育企画室長 これは、三カ年の事業で考えており、今年是三歳から小学校三年生まで。あと二年かけて中学校までつくって行きたいという形で考えている。あともう一つは、このパンフレットについては、食生活とか、睡眠がいかに関力とか、子どもに影響するかというのを、科学的な見地からつくっていただきたいということで、川島教授に監修していただき、脳科学の関係と、栄養学と、あと運動の担当の先生からそれぞれ執筆をお願いし、お母さん方にも声がけだけでなく、それがどういう形で子どもの身体に影響を及ぼすのかというのを理解していただきたいということでつくったものである。

佐竹委員 聞き逃したのだと思うが、このルルブルの配布の方法についてである。先ほど、このようにと説明されていたが、具体的によく分からなかったことが一つと。もう一つは、結局いまのように科学的な見地、栄養学的な見地から素晴らしい方々が、この推進会議で本当に考えていただいたのだなあと思い、私はこういうことをするのは、とても良いと思う。

それで、その回収方法というか、その成果が無いと続かないと思うが、それは、どのように考えているのか。

教育企画室長 まず、配布方法であるが、年度内に、これから、いろいろ学校、幼稚園で学級懇談会があると思うので、学校と保護者が集まる会議等を通じて配布していただきたいと考えており、その旨を指導主事の先生方が集まる会があるので、そこでお話ししながら配布を徹底していきたいと考えているところである。

佐竹委員 成果というか、回収はしないのか。回覧して判子をもらうとか、各家庭できているのかどうかの評価というか、みんなで頑張ろうというものなのか、せっかく学校を通して配布するので、学校で集めて、失礼なことであるが、やはり、そういう良くできているなあという結果を見ることまでされるのかという素朴な疑問である。いわゆる渡しっぱなしという形となるのか。

教育企画室長 これは、単なる呼びかけで終わりたくないということがあり、後ろにチェックリストということで、子どもの頑張った取組と、あとお母さんの頑張った取組について見てみようということでつくったものであるが、これの回収までは、いま考えていない。

佐々木委員　この計画はもちろん素晴らしい計画であるが、最後の遊び、運動の大切さ、これは凄く大事である。だけど、ここで凄く強調している外遊びは、いま可能なのか。子ども達にとって外遊びできる場所が。私が最近聞いてびっくりしたのは、小学校も、中学校も学校の校庭で遊んではいけないそうである。昔、私なんか育った頃は真っ暗になるまで学校の校庭で遊んだり、場合によっては、むかし学校に用務員さんがいて、薪などを焚いていて、はぐれたような子どもが、そこに行って、その方にいるんな相談をしたり、悩みを打ち明けたり、その用務員さんがいろんな解決をしたり、あるいは、そこで気合いを入れられて、もう一度仲間入りをしたりとかという仕組みがあって、そこでいろんなことを学んだり、勇気づけられたりして、また校庭のみんなの中に入って行くというようなことが行われていたが、いまの子ども達に外遊びしなさいと言っても、どこで遊ぶのか。学校の校庭をもう一回開放するという方向はないのか。外遊びしなさいとただ言っても、それをする場所も、そして仲間づくりもできないような環境が実際にはあるのではないかという気がする。かけ声と、もちろん目標設定は大事であるが、その環境整備というか、それをみんなで外遊びを、はっきり言えば、いまの子ども達に外遊びしなさいと言ってもできないと思う。先生方とか、あるいは、父兄の方達が一緒に仲間になって遊んであげないと、いまはできない子どもに育っているのではないかという気がするが、その辺はどうか。学校をもう一度そういうふう開放して行く方向は出せないものなのか。最も安全である、良い外遊びの場所である学校が扉を閉ざしているように私は思う。

教 育 長　いま御指摘あった点は、正に私も気になっていたところである。やはり私の子どもの頃を考えると、ずっと真っ暗になるまで遊んでいたわけで、そういったことから考えると、いまそういった外遊びがしづらくなったのは間違いない。しかし、子どもというのは、身体を思いっきり使って遊ぶ、五感を駆使して遊ぶのが、やはり元気に育って行くためにはどうしても必要なことだと思う。だから、御発言のとおり条件としては昔より悪くなっているが、それを、やはりみんなで協力し合って、子ども達が思いっきり外で遊べるような環境をみんなでつくって行こうというようなメッセージを、ここに込めたという気持ちも実はある。そのための具体的な手立てをどうするかということとなると、いわゆる安全確保ということがあるので、遊べ、遊べと言っておきながら、実際、子どもが襲われて、問題が起きる可能性が無いわけではないので、そこをどうやって、いい環境をつくって行くのか、何か具体的な事業が頭にあるわけではないが、そんなことは考えて行かなければならないと思っている。

佐々木委員　ぜひ積極的に、具体的に、このスローガンに沿って、具体的に外遊びの場所、外遊びの機会を提供してあげられるようになりたいと思うので、具体的

に考えていただきたいと思います。

委員長 僕はそういうのを長くやってきているが、いろんなボランティアだとか、NPOだとかで動いている人達がいるので、上手く連携していただいて、そういう人達と力を合わせるといふか、そういう仕組みか何かをとっていただければよいかと思う。友達つくって何かするというのは、生きて行く上で、もの凄く大切なことである。そういう機会をぜひ増やしてもらえ努力をしたい。

(3) 県立特別支援学校就学奨励費に係る審査請求について

委員長 委員全員に諮った上で、課長報告(3)については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

(4) 平成20年度における児童生徒の問題行動等の現状について

(説明：義務教育課長)

「平成20年度における児童生徒の問題行動等について」御説明申し上げます。

8月の教育委員会で不登校について御報告申し上げたが、今回、11月30日に暴力行為といじめの結果が公表されたので、御報告申し上げます。

はじめに、調査の趣旨であるが、本調査は、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することを目的として行われ、調査対象校は、国公立小・中学校、中等教育学校で、宮城県では小学校457校、中学校228校が参加している。

それでは、の「暴力行為」について御説明申し上げます。

まず、枠内の全国の結果概要等であるが、発生件数は、小学校が6,484件、前年度比1,270件の増加、中学校が42,754件、前年度比5,951件の増加であり、調査開始以来、過去最高の件数となっている。

本県の状況は、表1のとおり、小学校が43件、前年度比30件の減少、中学校が470件、前年度比12件の増加であり、小学校は全国の傾向と異なり減少しているが、中学校では、全国と同様の傾向である。

また、発生校数は、小学校が24校で、前年度と同じ、中学校が125校で、前年度より3校の減少となっている。

続いて、7ページを御覧願いたい。

2の「形態別発生件数」であるが、表2のとおり、小学校では、生徒間暴力で3件増加した以外は、すべて減少している。中学校では、対教師暴力が70件で、前年度より34件の増加、生徒間暴力が263件で、前年度より19件の増加となっている。対人暴力、器物破損は減少している。

3の「加害児童生徒」であるが、小学校では減少しているが、中学校は515人と前年度より85人増加しており、その内中1が37人の増加、中2が94人の増加である。

次に、の「いじめ」について御説明申し上げます。

8 ページを御覧願いたい。

まず、枠内の全国の結果概要等であるが、全国の発生件数は、小学校が40,807件、前年度より8,089件の減少、中学校が36,795件、前年度より6,737件の減少と、小・中学校とも減少している。

本県においては、表4のとおり、小学校が893件、前年度比391件の減少、中学校が858件、前年度比50件の減少であり、小・中学校とも全国と同様の傾向である。

また、いじめを認知した学校数については、小学校は129校で、前年度より23校の減少、中学校は131校で、前年度より7校減少している。

次に、2の「いじめの態様」については、小・中学校とも「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、小学校で約6割、中学校では約7割となっている。次いで「仲間はずれ、集団の無視」で、小学校では約4割、中学校で約3割となっている。

続いて、9 ページを御覧願いたい。

3の「いじめ発見のきっかけ」については、「学校の教職員による発見」が多く、小学校では約7割、中学校では約6割となっている。そのうち、「アンケート調査による発見」が最も多く、小学校で約6割、中学校で約4割となっている。

4の「いじめの解消状況」については、小学校が777件で87%、中学校は716件で83.4%となっている。

以上が暴力行為といじめの結果の概要である。

最後に、10 ページ、 の「今後の対応」についてであるが、県教育委員会としては、暴力行為やいじめ等の問題解消に向け、相談体制の一層の充実に努めてまいるとともに、各市町村教育委員会や各学校に対して、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応が図られるよう今後も働きかけてまいる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(説明：高校教育課長)

続いて、高等学校の現状について御説明申し上げます。

資料11 ページを御覧願いたい。

はじめに、 の「暴力行為」についてである。

まず、平成20年度の全国の高等学校の暴力行為の発生件数は、10,380件で、前年度より359件減少している。

本県の高等学校の暴力行為は、196件で、前年度より11件減少した。発生学校数は78校で、前年度よりも3校増加した。

12 ページを御覧願いたい。

2の「形態別発生件数」としては、生徒間暴力が118件と最も多く、次いで器物破損が52件となっており、いずれも昨年度よりは減少している。一方、対教師暴力は19件発生しており、前年度よりも9件増加している。

3の「加害生徒数」については、前年度よりも9名増加しており、特に3年生が前年度に比べて20名増加しているのが目立つ。

続いて、13ページを御覧願いたい。

の「いじめ」について御説明申し上げる。

平成20年度の全国の高等学校のいじめの認知件数は6,737件で、前年度よりも1,618件減少している。

本県の高等学校のいじめの認知件数は126件で、前年度よりも56件減少し、認知した学校数も45校で、前年度より14校減少している。

学年別認知件数は、1年生が71件で最も多く、学年が進行するとともに減少している。

2の「いじめの態様」としては、「冷やかしからい」が81件で64.2%、「仲間はずれや集団による無視」が30件で23.8%となっている。また、新たないじめの温床として注目されている「パソコンや携帯電話による誹謗中傷」については、前年度より31件減少し23件、構成比率も前年度より11.4ポイント減少し18.3%となっている。

14ページを御覧願いたい。

3の「いじめの発見のきっかけ」としては、「学校の教職員以外の情報による発見」が約6割を占めており、内訳としては「本人からの訴え」が最も多く、42.9%を占めている。ついでアンケート調査による発見が22.2%となっている。

4の「いじめの解消状況」については、認知件数126件のうち85件が解消し、15件が一定程度解消しており、合わせた解消率は79.4%となっている。これは前年度と比較して6.3ポイント低くなっており、いじめの解消に向けた各学校の積極的な取組が、一層必要な状況にある。

15ページを御覧願いたい。

の「今後の対応」であるが、暴力行為・いじめともに、日々の教育活動において、良好な人間関係作りやコミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、教育相談体制の充実を図り、未然防止に努めてまいりたいと考えている。

また、いじめについては、認知件数は減少しているが、潜在化しているケースもあるものと考えられる。いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るものとの認識に立って、アンケート調査や個別面談を実施するよう促し、早期発見に努めたいと考えている。

なお、暴力行為やいじめが発見された際には、いじめについては、いじめが発見された際の速やかに組織的な対応が必要である。そういったこととともに、必要に応じて関係機関との連携を密にして対処するよう、学校を支援してまいりたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 いじめ、それから暴力行為が具体的に減少傾向にあって、解消傾向もあり非常に安心したが、ここでのスクールカウンセラーとか、先生の努力というのが十分あったのだと思うが、いまスクールガードであろうか、そういう方

達が関与するような問題はもう起きなくなっているのか。あるいは、学校内で解決できなくて、警察に頼むような大きな暴力事件というのは、発生しなくなっているのか。その辺をちょっと知りたい。

義務教育課長 委員の御発言は、宮城県警察スクールサポーター制度のことだと思うが、これについては、県警から協力していただいております、昨年度4人だったサポーターを今年度は6人まで増やしていただいております。小中関係では、20年度には、10校程度でスクールサポーターに支援していただいた。

佐々木委員 その辺が見えなかったもので、割に子ども達がみんな穏やかになって、そのような方々の手を借りるような大きな問題があまり発生しなくなっているのかなという錯覚を持ったものだから聞いた。実情は、そこまで静かになっているわけではないのだね。

義務教育課長 新聞等にたまに載ったりすることはあるが、以前と比べてあまり大きな事故等は起こっていない。

佐々木委員 いじめなどによって、実際には、全国的には命を絶つような事件まで起きているが、宮城県内では、そのようなことまでは起きなくなっていると考えてよいのか。

義務教育課長 いまのところ、そのような状況である。

小野寺委員 先ほどの課長説明でもあったように暴力行為は全国的に増えているという大きな見出しが新聞にも出ていたが、本県の場合は、中学校がやや増えているが、千人あたりの比率は全国平均よりは低くなっている。そういった努力はあると思う。ただ、以前いただいた資料で見てみたが、起きている学校数は中学校で二校に一校ぐらいの割合で起きている。それから、高校だと七割ぐらいの学校で起きていると計算した。だから、こういうデータというのは前年よりも減少したというだけでは、私は捉えられないところがあると思う。まず、多くの生徒は健全である。ただ、やはり限られた生徒や集団がおこしているケースが多いと私は思う。しかも暴力行為は非常に対応が難しいし、学校は非常に困っていると思う。学校は教育の場であるので、育てることである。やはり、力で抑えるのではなく、言葉でやるわけであろう。そして、何とか立ち直らせ、向かわせたいが、私がちょっと気になるのは、そういうことは生徒におもねることではないと思っている。よく管理主義というが、学校というのは安全を守らないといけない。秩序をやはり守らないといけない。そうすると、やはり私は、いま欠けているのは繰り返し形を教えるという指導が足りないような気がするし、自分自身の反省も持っている。形を繰り返し教えることによって心というのはつくられる場面があると思う。佐々木委員が発言したが、警察との連携、秩序維持が難しくなったのならば、これは育てる場であっても、警察の力を借りてもよいのかなという考えも持っている。そういう考えはタカ派かと言われれば、そのとおりかと思うが、

自分の実際に経験した部分では、そう思っているし、いまの校長先生方と話しても、私はそういうことを言う。いつも、こういう制度というのは前年データである。それは分かるが、今年はどうなのか。今年のいままではどうか。暴力行為の傾向としてはどうか。

高校教育課長 警察との連携の件であるが、高校の暴力行為等については、学校を越えてということも増えており、そういった意味では高校に関しては、県立高校に関しては、警察と積極的に連携をとって対処するように学校に指導をしているところである。なかなか、いま小野寺委員から御発言があったように学校の中だけでは対応できないケースが増えてきている。そういった意味で警察とも十分に連携をとって、必要があれば弁護士とも相談しながら学校を支援する形でいま対応しているところである。

義務教育課長 今年度の状況についてであるが、これまで、警察と連携をとって対処した事件は、昨年度より若干増えている。これは、新聞でも報道されたとおりである。

小野寺委員 去年より増えているということで、やはり心配なところはある。

勅使瓦委員 気になったのは、小学校、中学校での仲間はずれと集団の無視の件数が上がっているところである。全体の比率としても上がってきている。暴力行為も問題であるが、無視とか、仲間はずれは、考え方によっては、仲間はずれにされた子どもの存在自体を否定されている部分もある。いじめとか、直接ぶつかるのは存在を認めているからやっている部分がある。ただ、この無視は、その子どもの存在自体を認めていないこととなるので、仲間にもどんなに入りたくても入れないことになってしまう。そういった部分からいくと、この無視の件数が増えている、全体の比率が高くなっているというところが、そういうふうを受けている子どもからすると非常に辛いし、隠れている部分ももっと、もっと有るのではないかという気がしているので、無視とか、仲間はずれというところが気になっていた。この辺については、なかなか見つけるは難しいのだと思う。そうすると、学校の先生もフォローするということも、いじめなんかで叩かれていたということではないので、実態としてなかなか難しいのだろう。やはり、この辺を注意していかないと知らない間に何か思い悩んでいることとかが出てくるような気がしてならないので、この増えている部分が気になった。

佐竹委員 それから、私が気になったのは、いじめにしても、暴力行為にしても、対応がまず学校で、いろんなことを処理しようとしているような感じが見えて、家庭との連携みたいなものが無いような気がする。結局、全部が終わって報告的な感じで、保護者への報告という形となっていることもあるし、それから、このようにいじめにあっている子どもの発見に関しても、上のほうには保護者等からの訴えというのものもあるが、その連携と、ここに出てこないで不

思議だと思ったのは、スクールカウンセラーが出てこない。例えば、いじめへの対応にしても、暴力行為への対応にしても、スクールカウンセラーを活用すべきだと思う。いじめているほうも、いじめられているほうも、いじめているほうというのは、いじめられるほうよりも、かえって非常に心に何か引っかかっているということが多くあるように私は感じているので、スクールカウンセラーもこういうところに組み込んで、心のケアというものを非常に大事にして行かなければ、解消しました、上手くいきましたという感覚よりも、根本的にその子ども達の心のケアをしてあげることが非常に重要なのではないかと思うので、ここに出てこないというのは非常に残念だなと思うし、実質的に私もいろんな学校に行かせていただいております、スクールカウンセラーの方が、いじめている子ども達やいじめられている子ども達の、いじめられている子ども達に関しては多少ケアがあるらしいが、いじめている子ども達は爪弾きになっているという状況が多い。いじめている子ども達のほうが後々大きな問題を抱えているということは、皆さん承知だと思うが、その子ども達にスクールカウンセラーの方とかに、ぜひ入っていただいて胸のうちの話をしたりだとか、いじめる子ども達は家庭のことが必ず出てくる。自分の中の家庭と自分の家庭とのギャップ、中学二年生の暴力が一番多いというところ、やはり丁度思春期を迎えて、自分で越えて行けない部分というところで、親もよく理解できず、友達に暴力をふるってしまいという流れがあるのかなというのを、実質的にもいつも感じているところでもあるし、この統計でも出ている。その中で、スクールカウンセラーの方にもぜひ積極的に関わっていただき、あと家族と学校でも、その子ども達のケアをして行くことが必要なのではないかと思うが、いかがか。

義務教育課長 スクールカウンセラーにはかなり活躍していただいている。現在、すべての中学校にスクールカウンセラーを配置しており、小学校においてもいつでも相談ができる体制をとっている。実績を申し上げますと、20年度は4万1千件程度相談があった。そのうち中学校の相談が約3万9千件、小学校は約2千件ある。そのうち、直接、いじめについての相談は少ないものの不登校とか、学校生活での悩み、学校不適應の相談は多くあり、その中でいじめの解消、いじめの早期発見に役立っているものと考えている。

佐竹委員 そうすると、十分にスクールカウンセラーの方々も、そういったいじめや暴力に対するケアに活用しているという認識でよいか。

義務教育課長 そのとおりである。

小野寺委員 スクールカウンセラーについては、私も課長発言のとおり活躍されていると思う。ただ、中心になるのはやはり教員である。そういうふうな思いでやらなかったら、これは駄目である。依存的になってしまうと思う。教員、貴方たちがやるのだよということは、やはりある程度教員にゆとり無いとでき

ないところがある。そこが、私はいまの学校の課題だと思う。見ると確かにいじめについては減っている。この減ったのは抑え込んだ結果ではなく、強い指導をしたのではなく、例えば、共感力のある子どもが増えているのであれば、それは、非常にうれしいことである。ただ宮城の場合は、全国平均よりも頻度を見ると高い。それから、東北の中でも高いので、そういう点が心配だし、先ほど勅使瓦委員が発言したように、無視とか、仲間はずれ、これが一番嫌なので、これが、なかなか教員が気づかない場合があるので、スクールカウンセラーとか、相談という話になってくるのだと思う。それは必要である。ただ、私は学校というのは、楽しいことばかりあるのではなく、いろんな家庭環境の生徒とかが集団生活を送っているのだから、人間関係の軋轢もあれば、トラブルもある。あるいは、あわない友達だって、教員だっているわけである。集団生活を通して、そういうことを学ぶ場だと思っている。あるいは、自分がいじめられたらどうするのか。いじめを見て気付いたらどうすればよいのかということも教えて、学ぶ場だと私は思う。それが社会的自立の基礎を育てることになると捉えている。だから、学校とうのはどんな場なのか、どんな場であればよいのかということも、私は保護者の方も教員の方ももっと踏み込んで考えて行くことが、いじめに対する見方を、更に豊かに変えて行くのではないかと気がしている。

義務教育課長 確かにそのとおりだと思う。いろんな検討委員会をもつことだけでなく、やはり子ども達に他への思いやりの心を育てることが大切だと思っている。またそれは、道徳をはじめ教育活動全般を通してやるべきことである。さらに、宮城県では以前からMAP（みやぎアドベンチャープログラム事業）に取り組んでおり、今後もこの事業を通して子ども達に思いやりの心をはぐくんでまいりたい。

委員長 いままでの話と違う側面であるが、いまは義務教育と高等学校の話が出たわけだが、先ほどの仲間はずれとか、集団の無視だとか、そういうことと関わるのは、もっと小さい時の何というか、体験というものがあると思う。子どもが自分の好きな玩具で遊ぼうと思った時に、いまの家庭は兄弟も少ないから思えば思ったようになるが、外に出て行くと、例えば、僕らがやっている遊び場だと、砂場の上で誰かが何か欲しいと、どっか他の子どもがやって来てそれを取り上げると、泣いたり、かかったりと、そこでトラブルが起きる。そういう子どもどうしのトラブルを通して、どうやったら自分の意見を主張するか、どうやったら少しそこのところを和らげられるかというのを、知らず知らずのうちに学ぶのだと思う。そういうトレーニングが無くて、学校教育の場で全部トレーニングしようとする、僕はとても辛いのかなあと思う。もうちょっと、先ほどの遊ぶと言うのは体力とか、身体という話だけではなくて、その友達を通して、そういう人間的なやりとりとか、そういう

ものをなんとか身に付けるもの凄い貴重な場なのではないかという気がする。そういう意味で、先ほど低学年の教育面というか、文字を教えたりする教育面よりかは、こういうところで、無視されそうになった時に、どういふふうにやり過ごせるかとか、悪いやつはいじめる側だけでなく、いじめられる側にもいじめられやすい、いじめたくなる雰囲気、多分どんどん蓄積して行く部分があるのだと思う。そういうのを、どうやって小さい時から変えて行くかとか、そういうのを本気になって取り組まなければならないし、小学校に入ったら最初の一年、二年辺りは、その辺がとても重要な時期で、大きな問題が発生する時期よりももっと小さい時の取組というのを、僕は実際の学校教育みたいなものを知らないの、遊び場やなんかで見ていることしか知らないの分からないが、あの辺りをトレーニングすると少し遅しくなったり、なにかするのではないかなという気がする。その辺をぜひ検討していただいて、何か工夫をしていただくとよい気がする。

佐々木委員 昔はやはり親分みたいな子どもがいて、弱い子をいじめるのは、その親分が許さないみたいな、そんなふうな仲間づくりもあった。子ども達どうして目を光らせ合っていたような、弱い子を本当にいじめるようなことは駄目で、正々堂々とけんかし合うようなことを、ちゃんと強い子が仕切るような、そんなふうな仲間づくりの支援もやはり遊びの中から育って行くもので、いじめとか、無視とか、そういうことの防止にとっても役立つことだと思う。一人一人への先生方からの差しのべる手も大事であるが、友達どうしの中で、そういうことを防ぎ合っていくような子ども社会をつくり上げるということが大事なことかなと、いま委員長の御発言を聞いていて思った。

佐竹委員 これは、お願いするとかの以前に、こういうことが起きるといふ時に、子ども達の幼児期からの体験が非常に左右すると思うので、先ほどから私が申し上げている。実は、自分の子どもがいじめにあっていたという非常に辛い体験を持っており、その時に子ども達いぜん、親がまず出てくる。というのは、親がそういうふうにする事で、子ども達が触発されていく、そういうような経験を随分自分は受けた。子ども達は素直に言ったりしてくれるが、またそこで、家に帰ってしまうと親から何か言われて、じゃあとなってしまう軌道修正ができなくなってしまうというところがあるので、やはり家庭との連携と、コミュニケーションは、小野寺委員が発言されたように、学校の先生が目を光らせていても、それだけでは十分とは言えない。私の娘の学校の先生は、2年間気が付かない状態でいじめにあっていたので、やはり先生一人だけに責任を負わせるのは非常に重責であり、とてもいい先生であったが、目が行き届かないという部分はあったと思う。やはりそう言う部分で家庭とのコミュニケーション、いろんな方々、地域の方もそうであるが、他の先生方やカウンセラーの先生方、図書の先生やその他の方々等、いろんな方

々に目を光らせて頂いて、そしてその子どもたちを救って行くと言うことは非常に大事であると思っている。一番重要だと思うのは、家庭とその子どもたちとのコミュニケーションをとっていただくことと、そのコミュニケーションを学校のほうでもある程度連携が図れるような形を取っていかないといけないのではないかと、私は本当にその時希望した。でも、先生が手を出すと、かえって状況が悪くなる。子ども達も親もどんどん陰湿になって行くという傾向があり、実際にじゃあどうやって逃げたらよいかというと、学校に行かないか、転校するかという二者択という形まで追い詰められて行く子どもは実際の所沢山いる。そこで、親と、家庭と学校が連携していかないと本当にそういう子どもは救えないと思うし、健全な学校生活は送れないのではないかと思う。長くなって申し訳ないが、私はいじめられている子どものケアも大事であるが、先ほどから言っているいじめる側の子どもの心のケアというものが非常に大事だと思っている。何故なら、中心になって娘をいじめていた子ども達であるが、その時は本当に私は憎らしいと思って、居なければよいと思った。娘を守る為にそう思ったが、中学校、高校になっていくうちに、彼らは一般に言う健やかなる成長を遂げていないということが分かった。それは、そのいじめている子ども達の心が、本当は何かで傷ついたり、曲がっていたのだろうな、と思うので、カウンセラーの先生に話すように促したり、親御さんとちゃんと連携を取って、そのいじめている子ども達、無視している子ども達にも目を向けて欲しいというのが、私の切なる願いである。

(5) 平成 2 2 年度県立中学校入学者選抜の出願者数について

(説明：高校教育課長)

「平成 2 2 年度県立中学校入学者選抜の出願者数について」御説明申し上げます。

資料は、16 ページとなる。

宮城県仙台二華中学校及び宮城県古川黎明中学校の平成 2 2 年度入学者選抜の出願が、12 月 10 日午後 3 時に締め切られ、出願者数がまとまったので、御報告申し上げます。

まず、募集定員であるが、2 校とも男女合わせて 80 人である。

次に、出願者数は、仙台二華中学校が 1,197 人で、出願倍率は、14.96 倍であった。古川黎明中学校は、274 人で、出願倍率は、3.43 倍で、昨年度と比べ 0.27 ポイント上がっている。男女別出願者数は、資料のとおりである。

なお、仙台二華中学校については、先日の出願者数の発表後に、受検者から提出された書類の性別の欄について訂正があり、男子 1 減、女子 1 増となっている。

また、仙台二華中学校の受検会場については、受検者数が多くなったことから、資料のとおり 3ヶ所で実施することとしている。

適性検査は、来年 1 月 9 日、土曜日に実施され、合格発表は 1 月 15 日(金)に郵送に

より行う予定になっている。

なお、新型インフルエンザへの対応であるが、別室受検とすることとし、基本的に追検査は行わないこととしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 質問ではないが、この二華中である。やはり予想されたとおりの凄い人気というか、皆さんの関心が高いということで新聞にも報道されていたが、私は、やはりこの思春期の14歳、15歳、16歳の頃に、高校受験という、もちろん大事な一つの教育的な意味もあると思うが、高校受験というのは非常にロスがあると思う。そして、教育課程の中でも中学校に行ってから、中学校で学んだなと思うようなことをもう一度繰り返すような場面があったり、そういう意味で中高一貫というのは凄く大事な一つの教育的な方向性だと私は考えている。中学校の頃から実はそう思ったりしていたことがあった。これを何で繰り返さなければならないのだろうと思いつつながら、高校の勉強をした思い出もあるし、そういう意味では、中高一貫ということについての県民の皆様方の要望も凄く高いと私は考えているので、こういうことを検証しながらでよいが、もっと中高一貫の機会を増やしていただけたらよいなと思っている。高校受験というために費やすいろんなエネルギーをもっと沢山の人間のいろんな幅を広げたり、人間の可能性を増やすことに集中できるような、そして、その高校受験ということでドロップアウトして行くような子どもが、すこしでも少なくなるような教育の仕組みを私は強く望む。その辺を検討していただきたい。この倍率を見て、多くの方が、それを望んでいることを考えに入れた仕組みをつくっていただきたいと思う。

ある程度の教育レベルが保たれる学校であれば、多くの親御さんは機会さえあれば、中高一貫に入れて、高校受験という、その一番大事な感じやすい時期での、その山越えを避けたいと思うのは当然ではないか。

小野寺委員 一つだけ話しておく、確かに高倍率である。いま佐々木委員からも発言があったことと関連するが、保護者とか、生徒のニーズがどこにあるのか、どういうところに魅力を感じているのか、やはり教育行政としてきちんと、その辺は分析しておくことが、今後必要であるということだけ申し上げておく。

(6)「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方」に係る答申について

(説明：高校教育課長)

今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について、去る12月16日に高等学校入学者選抜審議会から答申が提出されたので、その概要について御報告申し上げます。

本答申は、昨年7月の諮問以来、これまで、中学校及び高校へのアンケートに加えて、

一般県民や生徒，保護者等へのアンケートの実施，県内5会場での「中間まとめ」に対する意見聴取会，さらに，「答申素案」に対するパブリックコメントの実施等，各段階において，各方面から御意見を頂き，必要な修正を加えつつ，約1年半にわたって，7回の審議会と11回の小委員会での議論を経て，今回まとめられたものである。

答申は別冊資料となっているが，資料の17ページに，答申の概要をまとめているので，そちらを御覧願いたい。

この答申は，3つの章で構成されている。1の「県立高等学校入学者選抜制度の現状と課題」では，各方面から指摘されてきた推薦入試などの現行制度が抱えている課題等を整理している。

次に，2の「入学者選抜制度に関する調査の結果」では，昨年度，県内中学校・高校を対象として実施した「現行公立高校入試制度に関する調査」等の結果を整理している。

これらを踏まえ，3の「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」において，「(1)改善に向けての基本的な考え方」が示されており，「受検する立場の生徒にとってより公正かつ適正なものとするべきこと」などが述べられている。

次のページに，「(2)改善の方向性」及び「(3)具体的な改善案」の概要をまとめている。

まず，改善の方向性であるが，新しい入試制度では，前期選抜，後期選抜，第二次募集の，最大3回の受検機会を確保することとしている。

また，推薦入試については，中学校での校内選考の難しさや合格決定後の生徒の学習意欲の低下などの課題を踏まえ，これを廃止することとし，新たに，受検生の多様な能力や意欲，目的意識を重視すること，各高校の「特色ある学校づくり」を一層進めること，学力の向上という改善の方向性を踏まえ，前期選抜を導入することとしている。

この前期選抜は，中学校長による推薦という形ではなく，あらかじめ各高校が出願要件を公表し，中学生自身がその要件を満たすと判断した場合に出願するというものである。

募集割合については，学校・学科の特色を踏まえ，現行の推薦入試より上限を下げて設定することを原則として，例えば普通科では10%から20%となっている。

選抜資料については，調査書とともに，面接・作文等を学校の判断で必ず一つ以上実施することとし，それに加えて，学力向上の観点から，基礎的な学力の定着度をみる3教科の学力検査を行うこととなっている。

後期選抜は，現行の一般入試と同様に，調査書及び5教科の学力検査の結果と，必要に応じて実施される面接・実技の結果を選抜資料とし，実施することとなっている。

第二次募集の選抜資料としては，調査書に加えて，各高校の必要に応じて，面接や作文，実技，学力検査を実施することができる，となっている。

調査書に関しては，選抜資料としての有用性を高めつつ，簡素化を図るという観点から，例にあるような，調査書の簡素化の方向性が示されている。

また，各高校の「特色ある学校づくり」を一層進めるという観点から，前期選抜及び後期選抜における選抜資料の評価割合については，県が示すガイドラインの範囲内で各高校

で定め、あらかじめ、これを公表することとし、学校の独自性を発揮すべきであるということが述べられている。

さらに、この具体的な改善案による入試の実施時期については、周知期間を十分に確保すべきとの観点から、現在の小学6年生が高校入試を受検する平成25年春の入学者選抜からの実施が望ましいとなっている。

以上が、答申の概要である。

なお、今後の検討スケジュールについては、19ページのとおりである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

勅使瓦委員 質問ではないが、どうもやはり、いままでの資料やいまの説明を聞いていて、私自身じっくり来ないところがある。それは、前期選抜の部分で、その前期選抜であらかじめ各高校が示す出願要件を満たす生徒が出願するところがあるところが非常にじっくり来ない。この出願要件を満たしていない生徒が後期選抜で受検しようという形に当然なるわけであるから、そうすると、各学校が出願要件を満たしていなくても後期選抜では合格になったり、受検せざるを得ない。子どもの立場から言ったならば、自分が学びたいというところと、学校が示す出願要件と合致しなくても入らざるをえないということが後期選抜では多くなってくる。どうも、この部分がどうもじっくり来ないというか、前期選抜で入った子どもは、それに出願して、仮に不合格だったとしても、後期選抜で入れるチャンスがあって、入れた子どもはまだよいと思うが、そうではない前期選抜にすら手を挙げられなかった生徒からすると、俺はどここの高校に行ったらいいのかというふうになり、どうも何か。まあ、そういう子どもは少ないのだと思うが、何かじっくり来ない。この選抜の部分が、何というか、じっくり来ない。

高校教育課長 今回の答申では、前期選抜と後期選抜の趣旨の違いということが明確になっている。後期選抜は、これまでの一般入試と同様に五教科の学力検査を行うということで実施されるが、前期選抜については、学力以外のいろんな特徴のある生徒を、高校が特徴を見ながら選抜をして行きたいという、そういった高校側の要件を出すことによって、そういった学力以外の特徴のある生徒を選抜できる制度ということで位置付けられているところである。であるから、前期選抜の出願要件に合致しなかったから、その高校が求める生徒ではないのだということではなくて、前期選抜は、高校が求める生徒の中の特にこういった特徴のある生徒を前期選抜で10%、あるいは、普通科であれば20%とって行きたいということに応えられる。ただ、それに基礎的な学力の定着度も見る必要があるということで、国語と数学と英語の学力検査を課すということになったところである。であるから、学力検査があるから前期も後期も同じ学力検査で見て行くということとなると、前期選抜の答申で

いただいた趣旨とは違うという形となるので、こちらであらかじめガイドラインを示すこととしているが、そのガイドラインの示し方には十分注意をして、つくって行く必要があると考えている。

勅使瓦委員 その説明で、ある程度の7割、8割は納得できるが、ただどうも、この前期選抜は、その高校に合致したとなると、私立高校でいうと特待制度のような気がする部分はどうしてもある。そうすると、前期選抜でとった生徒は学校として責任を持ってしっかりとやらなければいけない。当然全員ではあるが、特にしっかりと落ちこぼれないようにやらなければいけないというところは絶対出てくると思う。だから、後期選抜で入った子どもは適当でよいということでは絶対無いが、その辺の意識としては、特にというか、特別に何か、若干なかなか、私立でいう特待制度みたいな、何かそんなニュアンスというか、においがしてならない部分が、実は私の中で本当に拭い去れない部分があり、決してそうでないのは分かるが。前期選抜で入って行く生徒の意識というのが逆に芽生えてくるといふか、そういうのも少し心配だなという部分もある。その辺は入ってみないと何とも言えないが、すべてが100%納得できるというのは、なかなか難しいのも十分理解するが。

小野寺委員 やはり、そういう疑問は出てくる。これまで、私も答申が出されるまで、いろいろな中間案とか、資料をいただいて目を通する機会があって、意見を述べきたところはあるが、この答申は、いまの制度の課題を踏まえて幅広い観点から検討されているし、配慮されているという印象はある。ただ、一方でパブリックコメントを、この前いただき、目を通すと、答申への懸念する事項とか、あるいは、一般入試と2次募集でよいのではないかという意見があった。それについて自分の意見を述べたが。この頃は、中心になるのはどちらなのか。それぞれの狙いがあるということなので、前期も後期も中心なのか。これも変えたらどうかと思ったりもする部分はあるが、前期を後期に、後期を前期にと思ったりするところもある。それはともかく、入試を考える視点というのは様々あると思う。でも、一番大事なのは公平性である。先ほど課長が発言した学力とか、目的意識を高めるとか、あるいは入試制度が、中学校から言えば、中学校の生活に良い影響を与える制度であって欲しいと思うわけである。ところが、そういうものを全て満たす制度というものは多分無いのであろうと思う。だから、そういう、要するに観点をどこにポイントを置くかによって決まってくるのだらうと思う。もちろん、いまの時代や教育に対する考え方もあるので。それで、スケジュールを見ると、もう一度答申をよく読んでみて、まだ意見を述べることができる機会がある。そういう形で備えて行きたいと思うし、勉強会ももう少し必要なのかなあと思ったりしている。質問ではない。

(7) 平成22年度新規高卒者の就職状況について

(説明：高校教育課長)

「平成22年度新規高卒者の就職状況について」御説明申し上げます。

20ページを御覧願いたい。

去る12月15日に、文部科学省から10月末現在の就職内定状況が発表されたが、本県高校卒業予定者の就職内定率は38.6%で、前年同期を14.6ポイント下回り、全国順位は、45位という、極めて厳しい結果となった。

高校教育課で調査した11月末現在の内定率を見ると、52.3%で、前年同期を13.3ポイント下回る結果となっている。

男女別について昨年同期と比較すると、男子がマイナス17.0ポイントと、大きく落ち込んでいる。

また、学科別の内定率は、工業科が70%台、総合学科や水産科が60%台となっているが、それ以外の学科は40%台にとどまっているところである。

このように、本県の就職内定率が低迷している要因としては、不況による影響で、県内高卒求人数が、前年同期比で41.8%減少していること、特に例年求人の多い製造業やサービス業といった業種の求人が、昨年の半分以下に落ち込んでいることが挙げられる。

県教育委員会では、11月19日に私立高校も含め、各校の職員を集めた、就職対策緊急会議を開催し、各高校が危機感を持って就職対策に取り組むことを確認するとともに、就職達成セミナーの対象人数を拡大するなどの対策を講じてまいった。今後は、全校に配置したキャリアアドバイザー等による求人開拓に全力を尽くすとともに、就職未内定者に対する合同就職面接会や、就職に関する個別相談会等を、関係機関と連携して実施し、一人でも多くの生徒の就職希望を達成したいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 大変な社会情勢なので御苦労されていると思うが、この間、何か、報奨金が県から出るという話があって、そういうお金の使い方というのはちょっと筋違いなのではないかという意見をお話しさせていただいたかと思う。そのお金を支給するということによる就職率の効果というのは、どの程度あったのか、無かったのか、あるいは、見込めるのか。

高校教育課長 求人自体は100人を超え、かなり求人がそれによって得られたという状況である。ただ、受検して合格したかどうかということについては、まだはっきりしていないので、これは、データがまとまり次第あらためて御報告申し上げたいと思う。

委 員 長 大変な時期なので、みんなで力を合わせて努力しましょうということだろうと思う。

(8) 新型インフルエンザに係る対応等について

(説明：スポーツ健康課長)

「新型インフルエンザに係る対応等について」御説明申し上げます。

資料は、21ページを御覧願いたい。

新型インフルエンザによる学校での感染が依然広がっているが、臨時休業等措置をとった学校数は、一つ目のピークを打った状況となっている。

これまで臨時休業措置をとった公立幼稚園・学校については、資料の1の表のとおりであるが、8月の夏期休業明けからこれまで増加の一途をたどり、10月中旬からは週に100校を超え、11月の第1週には200校を、11月中は150校前後となっていたが、12月に入り120校程度となっている。

このような状況の中、学校における新型インフルエンザの感染拡大が、中学3年生・高校3年生の今後の進路対策に影響が及ぶことが懸念されていた。

そこで、資料の2にあるとおり、県教育委員会としては、11月17日付けで「中学3年生・高校3年生に対する新型インフルエンザワクチン接種の開始時期を早めていただけないか」県保健福祉部へ検討を要請したところ、保健福祉部からは、11月30日付けで中学3年生、高校3年生への優先接種を12月24日から可能となるよう前倒しする方針が出されている。

これを受けて、県教育委員会としては、現在、学校医、県・郡市医師会等への協力依頼や学校等を通じた接種希望者数の調査を行うなど実施に向けて調整を進めているが、その概要は資料の2の(2)のとおりとなっている。

実施対象者は、保護者からの同意のあった接種を希望する中学3年生及び高校3年生となっており、費用は、保護者個人負担3千6百円で、実施時期はワクチン配分の関係から12月24日(木)以降とされている。

市町村教委所管学校では、34市町村で約12,400人、県立学校関係では87校約5,700人、合計で約18,100人への接種を見込んでいる。

なお、今回は、進学や就職を控えた中学3年生及び高校3年生への配慮から特例的に前倒しが見込まれることから、原則として集団接種が前提となっており、このためワクチン配布の期日と送付先、接種料の支払い方法など、今後調整が必要となる事項もあるので、県教委としては、接種を実施する市町村教育委員会や県立学校等への支援に努めてまいります。

最後に、今後の対応については、教育庁内に設置した「インフルエンザ対策会議」等とおし関係各課との連携を図るほか、関係部局とも協力を強めながら、感染防止対策や入試対策等の諸課題に取り組んでまいります。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

佐々木委員 いまのインフルエンザの注射、もちろん希望ということなのだが、ちょっと話は違うが、今日、車で送られて来る時に、その車を運転していた方が、ボーナスが出たので、子どもを修学旅行に三人そろって行かせることができたが、その行った娘が随分多くのクラスメートが修学旅行に来なかった。要

するにお金が無くて修学旅行に来られないクラスメートもいた。それから、学校をやめなければならない、要するに経済状態が相当悪化している。だから、修学旅行も行けなくなってしまうというのは随分大変だねという話をして帰って来たということを知った。このインフルエンザの注射を希望する方がみんな受けられるのではなく、やはり3千6百円払って注射をするわけである。そうすると、受検という段階で、それが出せるお家と、親にちょっと言いにくいなというようなお家では、何か差がついてしまうのかと思ってしまつと、ちょっと何か凄く、こういう部分は、ある程度希望する子どもにはしてあげてもよいと思ったりするが、そういうのは難しかったのか。

スポーツ健康課長 市町村によっては、全額補助という市町村もあるし、2千6百円、1千8百円、少ないところで1千円、あるいは、まったく補助を出さないという市町村も当然ある。いま委員御発言の生活保護を受けるような生徒、あるいは市町村民税非課税世帯については、無料で接種ができるということとなっているので、そういう面では、きちんと利用できるように各市町村教育委員会、あるいは県立学校には連絡している。

小野寺委員 いま課長から説明のあった中三、高三の前倒しの対応、これには、関係者はやはり歓迎していると思う。適切な判断、措置であったと私は受け止めている。

それで、これ以外のことであるが、例えば、これに係わることで、新聞によく追試の対応について出ている。これについて、もしよかったら説明していただきたいのが一つ。

それから、私はこれを見ても、学校がこのくらい罹つたよとか、重複して数えている学校もあると思う。パーセントで出せないのかと思ったり、あるいは、児童生徒の罹患率みたいなものは出ないのか。

スポーツ健康課長 いまのところ、そこまで出していないが、いずれ出したいと思っている。30%を超えた数が罹っているという予想をたてているが、しっかりした学校ごとにも出して行きたいと思う。

小野寺委員 市町村は把握している。例えば、私の住んでいるところは三割を超えているという形で出ており、私が高校教育課長に質問したいこととも係わることなので、新聞で時々見る。今朝も見たが、どうか。

高校教育課長 高校入試における新型インフルエンザへの対応であるが、基本的に追検査は実施しないということで考えている。その理由としては、高校入試については、何よりも公平性が重要であると考えている。そういう面で、今回、ワクチンの前倒し接種も可能となったこともあるが、一つには季節性のインフルエンザと新型インフルエンザの区別をどうするのか。あるいは、インフルエンザ以外の病気との区別をどうするのか。そういったことで考えると、なかなか追検査をして新型インフルエンザだけに実施することは難しいとい

う判断をしたところである。

小野寺委員 現場は、やはりチャンスを与えてもらいたい。生徒も保護者ももちろん。ただ、私もいろいろ考えたり、聞いたりするが、確かに難しい要素がある。一つは、公平性であろう。それから、季節性との整合性というか。それから、日程的にどうかなと思ったりしている。いまの宮城の日程からである。例えば、追試やるとして、一週間とか、10日後に追試をして、併せて合格発表をする。どうなのかなと思うところがある。だから、追試をやることによって出てくる問題もあるのかなと思ったりしている。ただ、大分追試をやる都道府県が増えてきている。それで、そういう宮城の方向のようであり、追試を補う方策としてインフルエンザワクチンの前倒しがあったのだと思うが、やはり別室受検をもっと手厚く配慮するように現場にぜひ伝えていただきたい。

高校教育課長 対応としては、具体的には別室受検で対応する。そのことについては、各学校にあらためて周知をしているところである。通常の病気等による別室とは別にインフルエンザ対応のための部屋を用意して受検ができるよう、受付も別にするような形で対応をすることで準備を進めているところである。

小野寺委員 もう一つうかがいたい。事態が変化すれば、また柔軟に対応するという構えはあると思う。それで、インフルエンザ対応で義務教育課長にうかがいたい。この間も言ったが、今年の新規インフルエンザが学校生活に与えている影響というのはかなりある。この前も触れたが、いま学校で困っているのは授業時数の確保に非常に困っているようである。移行措置に伴って余裕時間が無くなったと、台風と11月の休みで余裕時間が無くなっているということである。なかには、聞いたら50時間遅れているクラスもあるとのこと。50時間遅れているというのは、1日7時間やって50日かかるということか。ただ、時数確保だけではないと私は思う。やはり授業の質とかが問題であるが、そういうところで単に学校が困っているということである。ある県のなかには授業時数確保だけにこだわらず柔軟な対応しなさい、7時間なんかはもうよい、冬休みも縮めることはないと通知を出している県もある。学校というのはどうしても横並びである。ある程度、現場が迷っているようなので、県として指導はしているとは思いますが、その辺りについてどうなのかということが一つ。

あとスポーツ健康課長に聞きたいが、いま学級閉鎖の基準が15%であろう。いまその15%で学校医と相談して学級閉鎖とかやっているわけであるが、その数字を守るとしょっちゅう閉鎖しないといけなくなる場所があるし、あるいは、50%罹っている学級なんかもある。だから、その辺りをどう捉えているのか。私は流行の程度とか、時期とか、地域によって違うのだから、一律一様の対応が難しいと思うので、県では一定の指針を示したら、

あとは地教委とか，学校に任せればよいと思うが，どうか。

スポーツ健康課長 委員御発言のとおりだと思う。我々も当初は二割程度ということで，きちんとした数字を示しておらず，あくまで学校校種によっても違うし，御発言の小さな学校，大きな学校，いろんな場合が考えられるので，学校医と相談の上というのは，そういう意味で判断を仰ぐということで示させていただいた。であるから，きっかり二割だから休まなければいけないかというところではなく，二割以前の大体15%過ぎた辺りでいろんな措置をとっている学校もあるし，あるいは，高校辺りだと二割を超えても，まだやらない学校もある。当然それは学校の状況ということで捉えている。

義務教育課長 これまで，各市町村教育委員会や各学校に対して，インフルエンザの感染拡大防止のための措置に万全を期すこと，また授業時数確保についても児童生徒の過度な負担とならないようにすべきだということ，それから，保護者の十分な理解を得て適切な対応をするようにということを教育長会議や校長会議を通して周知しているところである。

現在，通常の授業日の時数増で対応した上で，どうしても冬休みに授業を実施せざるを得ない学校は，現在のところ小中学校ともに10校程度と聞いている。

小野寺委員 だから，私は現場が困っているのだから，その辺りの考え方を示されていると思うが，私は無理に年間授業時数を確保しないといけないのかなと思うところがある。例えば，50時間遅れている学校は無理ではないかと思う。そんなことを考えるし，やむを得ず冬休みを少なくするところも出ているであろう。これも，それぞれの状況に応じるのだが。

もう一つだけ申し訳ないがよいか。冬休みは学校管理規則で決まっていると思うが，その冬休みに授業をした場合に，授業時数にはカウントできないのか。

義務教育課長 それはできることになっている。それについてもお話ししているところである。

(9) 東北歴史博物館ESCO事業の契約締結について

(説明：文化財保護課長)

「東北歴史博物館ESCO事業の契約締結について」御説明申し上げます。

まず，1の「ESCO事業について」であるが，ESCO事業とは，Energy Service Companyの略であり，ESCO事業者がビルや工場の省エネに関して改善に必要なサービスを提供することによって，これまでの環境を損なうことなく省エネを実現する事業である。事業に要する経費は，省エネによる光熱水費の削減分に対応するというものである。

宮城県では，「宮城県環境保全率先実行計画」において，省エネルギーによる温室効果

ガス削減を目的に、E S C O事業の県有施設への計画的な導入を行うこととしている。

平成19年度には、「宮城県立がんセンター」を最初の導入施設として決定し、平成21年4月から運用を開始している。

次に、東北歴史博物館については、平成20年度に、2番目の導入施設として、提案募集を行った結果、東北エネルギーサービス株式会社を代表事業者とするグループを最優秀提案者として選定した。その後、平成22年4月からのE S C Oサービスの運用開始に向けて、契約に関する協議などを行った結果、条件が整ったことから、E S C O事業業務委託契約を締結した。

概要については、裏面を御覧願いたい。

これまでの経緯としては、(1)に記載のとおりである。

次に、(2)の契約内容については、宮城県と東北エネルギーサービス株式会社、三菱UFJリース株式会社の3者を契約当事者として、委託費は年額1千6百10万8千円、契約年数は15年間で、総額2億4千1百62万円とする契約を締結した。

これにより、光熱水費を年間2千1百92万8千円削減され、計画通り削減できない場合でも、削減補償額として1千8百59万1千円が保証されることとなる。

また、省エネについては、エネルギーが19.3%削減され、その結果、二酸化炭素が17.42%削減される。

なお、現在は、平成22年4月からの運用開始に向けて、設備工事中である。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

1 1 その他

教 育 長 既に新聞等で報道されているが、教育委員会所管の実習船の乗組員が児童買春処罰法違反の容疑で、去る12月8日に岩手県内で逮捕された。現在、事実関係を調査中であるが、容疑が事実だとすれば、生徒を指導する立場の職員として断じてあってはならないことであるので大変遺憾に思っている。詳細を確認の上、厳正に対処したいと考えていることを御報告申し上げます。

1 2 次期教育委員会の日程について

委 員 長 定例会は平成22年1月14日(木)午後1時30分から

1 3 閉 会 午後4時30分

平成22年1月14日

署名委員

署名委員